

第四次草加市総合振興計画

# 第三期基本計画策定方針

---

令和4年3月

草加市

## 1 策定の趣旨

---

本市では、平成27年度（2015年度）に第四次草加市総合振興計画（以下、「総合振興計画」という。）基本構想（計画期間：平成28年度（2016年度）～令和17年度（2035年度））及び第一期基本計画（計画期間：平成28年度（2016年度）～令和元年度（2019年度））、続いて、令和元年度（2019年度）に第二期基本計画（計画期間：令和2年度（2020年度）～令和5年度（2023年度））を策定し、本市のめざす将来像「快適都市 ～地域の豊かさの創出～」の実現に向け、市政運営を進めてきました。

この間、社会経済環境の変化はその速度を増し、とりわけ人口急減・超高齢化社会の到来は、市運営にとって多大な影響を及ぼし始めています。

こうした中、第二期基本計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、引き続き社会経済上に的確に対応しつつ、将来像の実現に向けた市政運営を進めるため、新たに令和6年度（2024年度）を始期とする「第三期基本計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

---

基本構想は、地方自治法において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされていましたが、地方分権改革の中で平成23年（2011年）8月1日に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴って、地方公共団体に対する策定義務は撤廃されました。

一方、本市では、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、平成16年度に草加市みんなでまちづくり自治基本条例を施行し、基本構想とその実現のための基本計画について議決を経て定め、これに基づいてまちづくりを進めることを規定しています。令和6年度（2024年度）を始期とする「第三期基本計画」は、当該規定に基づく市の最上位計画として位置付け、策定するものです。

○ 草加市みんなでまちづくり自治基本条例

（市の責務）

第11条 市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

### 3 計画の構成と期間

---

第四次草加市総合振興計画は、本市の取り組むすべての分野を網羅した最上位計画です。基本構想、基本計画及び実施計画により構成し、各計画期間は次のとおりです。

#### (1) 基本構想

長期的な展望を持ち、本市の将来像を定めるとともに、その実現に向け、総合的かつ計画的に進めるための基本的な考え方（指針）を示したものです。現基本構想は、平成28年度（2016年度）から令和17年度（2035年度）までの20年間の計画期間とし、策定しています。

開始年度からおおむね10年後に本格的な見直しを行うこととしていますが、社会経済状況や施策の進捗状況等を踏まえ、修正の検討が必要と思われる箇所があるため、かかる箇所について改定を行います。

#### (2) 基本計画

基本構想で示した将来像の実現に向け、市政運営を網羅的に施策として体系化し、施策の意図を明確にする中で、それぞれ取組について示したものです。現行の第二期基本計画が令和5年度（2023年度）で終了することから、第三期基本計画は令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までの4年間の計画とし、これまでの基本計画の進捗状況や成果等を十分に踏まえて策定します。

なお、人口減少、少子高齢化に対して、本市のまち・ひと・しごと創生に関する目標や施策を総合的に定めた第2期草加市版総合戦略（以下、「総合戦略」という。計画期間：令和3年度（2021年度）～令和6年度（2024年度））は、総合振興計画と極めて関連性が高く、両計画の整合性や連携を十分に図る必要があることから、必要な見直しを加え、総合振興計画と総合戦略を統合します。

#### (3) 実施計画

基本計画に定められた施策を具体的に進めるに当たって、施策を構成する事務事業や重要業績評価指標（KPI）を示したものです。3年間の計画期間とし、社会経済状況等の変化に柔軟に対応し、基本計画の実効性を高めるため、毎年ローリング方式による見直しを実施します。

第三期基本計画の策定に合わせ、実施計画におけるKPIについて、可能な限り明確かつ数値化を図るとともに、進捗状況に応じ柔軟に対応できる計画とします。

< 計画の構成と期間 >

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035																
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17																
市長任期																																				
基本構想																																				
基本計画	第一期基本計画				第二期基本計画				第三期基本計画				第四期基本計画				第五期基本計画																			
実施計画	実施計画 2018		実施計画 2019		実施計画 2020		実施計画 2021		実施計画 2022		実施計画 2023		実施計画 2024		実施計画 2025		実施計画 2026		実施計画 2027		実施計画 2028		実施計画 2029		実施計画 2030		実施計画 2031		実施計画 2032		実施計画 2033		実施計画 2034		実施計画 2035	
総合戦略	第1期				第2期				第3期基本計画から統合																											

## 4 基本的な考え方

---

第三期基本計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方とします。

### (1) 基本構想に基づく計画

基本構想にあるめざす将来像「快適都市 ～地域の豊かさの創出～」は、本市を取り巻く社会経済状況を踏まえ、計画期間を見据えながら平成27年度に草加市未来まちづくり市民会議を始め、多くの市民参画により市民が求める市の将来像として具体化したものです。第三期基本計画についても、将来像の実現に向けた計画とします。

### (2) 持続可能性の実現に向け、時代の変化に対応した計画

これまでの地方創生や大規模自然災害に対する備えといった取組に加え、新型コロナウイルス感染症を契機とした新たな日常への対応、自治体DXへの取組やSDGsの考え方等の新たな時代の変化に対応した計画とします。

### (3) 実現性・実効性を重視した計画

現在の厳しい財政状況が継続することを踏まえ、計画期間における財政状況を十分に想定するとともに、各個別計画との整合や計画の進捗管理方法の検討など、実現性・実効性のある計画とします。

### (4) 重要施策の実現に向けた計画

基本計画の計画期間は4年間としており、市長任期との整合を図っています。本市の現状や社会経済状況を反映するとともに、各々の施策や事業の重要性を踏まえ、その着実な実現に向けた計画とします。

### (5) 市民にとってわかりやすい計画

総合振興計画は、市政運営について定めたものであるものの、市民にとってもわかりやすく、市民と共有できるものでなければなりません。このため、市民の目線に立った、わかりやすい内容や表現となるよう工夫し、市民にとってわかりやすい計画とします。

## 5 策定体制

---

### (1) 庁内検討

#### ① 策定等委員会

庁内の部局長級の職員をもって組織し、計画案に係る重要事項等の審議、検討を行います。

#### ② 検討委員会

庁内の副部長級の職員をもって組織し、策定等委員会への付議前に、計画案に係る重要事項等の審議・検討を行います。

#### ③ 検討部会

庁内の課長補佐級の職員をもって組織し、具体的な施策、内容について審議、調整及び検討を行い、計画案を作成します。

### (2) 草加市振興計画審議会

市内の公共的団体等の役員及び職員、知識経験を有する者、公募の市民など15名以内で構成される付属機関で、総合振興計画の策定に関し、市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議し、答申を行います。

### (3) 市議会

計画策定の進捗に応じて適宜、市議会に対し状況の説明や報告をし、意見や助言を受けます。

また、本市では、みんなでまちづくり自治基本条例第11条において、基本構想とその実現のための基本計画の策定については、市議会の議決を経なければならないことと規定しています。そのため、市長から基本構想及び基本計画の最終案を議案として提案し、市議会における審議を経て、議決します。

### (4) 市民参加

市の広報やホームページ等を活用し計画策定状況や経過を公開し、積極的な情報発信やパブリックコメントなどを実施します。

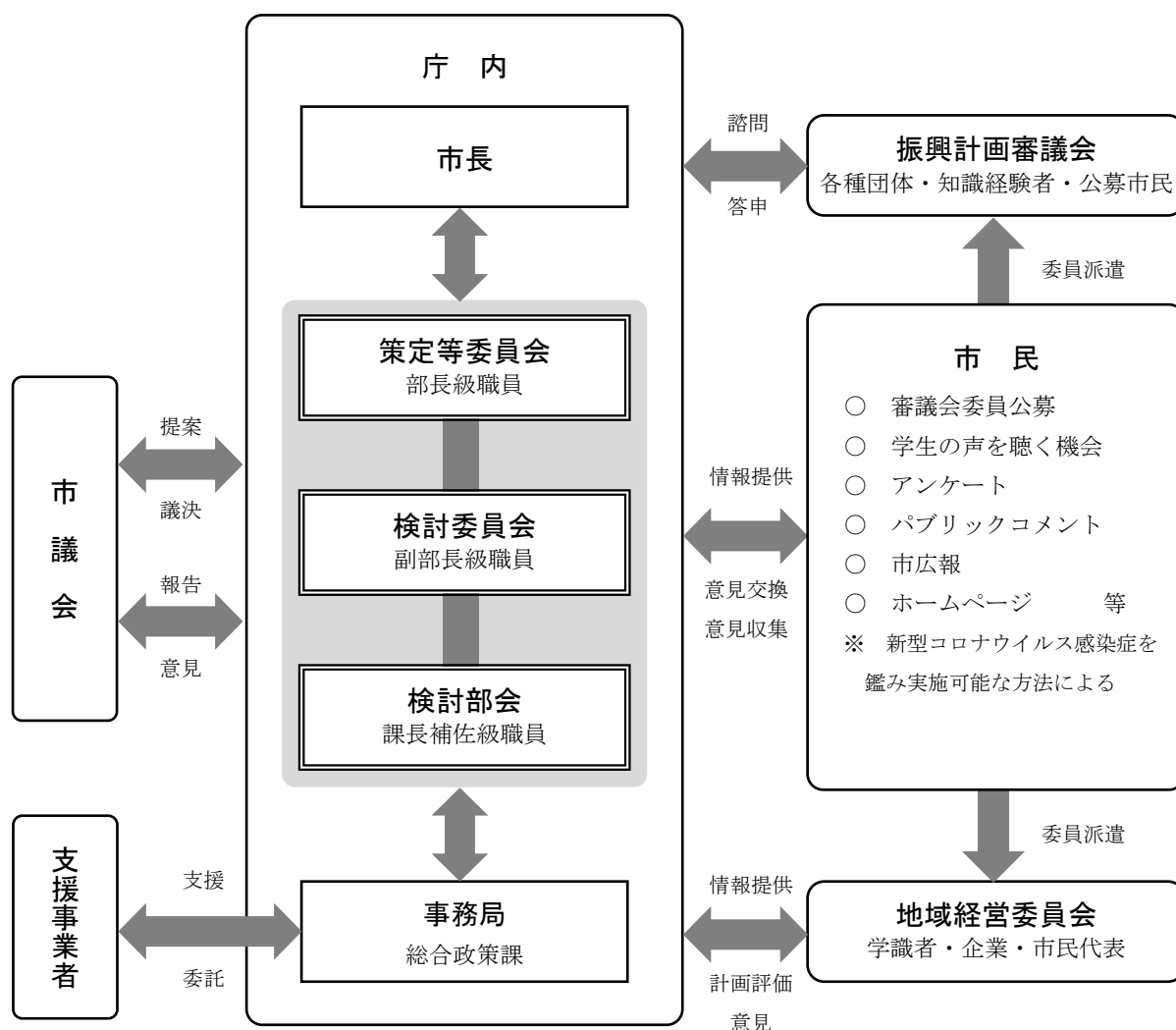
なお、その他の市民参加の機会の確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みつつ、感染防止対策を講じた上で、実施可能な方法を検討します。

## 6 運営体制

総合政策課を策定の主管課とします。

また、専門的で高度なデータ分析や、先進的な手法の導入、事務の効率化などを図るため、専門的な知識や経験、技術を有する事業者者に計画策定支援業務を委託します。なお、事業者の持つ専門的な知識や経験、技術に関して企画提案を募集するため、業者選定は公募型プロポーザルによる行うものとします。

### < 策定体制 >



## 7 策定スケジュール

	3	令和4年度（2022年度）												令和5年度（2023年度）											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定方針																									
業務委託 （プロポーザル）																									
基礎データの整理																									
現行計画の検証																									
市民参画																									
計画フレームの更新																									
重点テーマの検討																									
施策体系の検討																									
基本構想の修正																									
施策内容の検討																									
SDGs との連携																									
総合戦略との統合																									
指標の検討（実施計画）																									
計画書の作成																									
（進捗管理方法の検討）																									
策定等委員会			●						●				●							●					
検討委員会			●						●				●							●					
検討部会			●					●		●		●		●						●					
審議会										●	●	●	●	●				●							
市議会（報告）			●									●					●			●					